著作権	判決年月日	令和3年12月8日 担
	事件番号	令和3年(ネ)第10044号
	カーの形形を禁止を廻り ケバガダの基準性に ませし おいし としょ 東原	

○ タコの形状を模した滑り台が美術の著作物に該当しないとされた事例

(事件類型) 損害賠償請求等 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 著作権法2条1項1号, 2項, 10条1項4号

(原判決) 東京地方裁判所令和元年(ワ)第21993号

判 決 要 旨

1 本件は、控訴人が被控訴人に対し、訴外会社が製作したタコの形状を模した滑り台(本件原告滑り台)が美術の著作物に該当し、被控訴人がタコの形状を模した滑り台を製作した行為が、控訴人が訴外会社から譲り受けた本件原告滑り台に係る著作権(複製権又は翻案権)の侵害に該当するなどとして、不法行為に基づく損害賠償等を求める事案である。

原審は、本件原告滑り台が美術の著作物に該当しないと判断し、控訴人の請求を棄却 したところ、控訴人が原判決を不服として本件控訴を提起した。

- 2 本判決は、本件原告滑り台が美術の著作物に該当するかについて要旨次のとおり判断 して、本件控訴を棄却した。
 - (1) 著作権法2条1項1号は、「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいうと規定し、同法10条1項4号は、同法にいう著作物の例示として、「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」を規定しているところ、同法2条1項1号の「美術」の「範囲に属するもの」とは、美的鑑賞の対象となり得るものをいうと解される。そして、実用に供されることを目的とした作品であって、専ら美的鑑賞を目的とする純粋美術とはいえないものであっても、美的鑑賞の対象となり得るものは、応用美術として、「美術」の「範囲に属するもの」と解される。

次に、応用美術には、一品製作の美術工芸品と量産される量産品が含まれるところ、著作権法は、同法にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする(同法 2条2項)と定めているが、美術工芸品以外の応用美術については特段の規定は存在 しない。

上記同条1項1号の著作物の定義規定に鑑みれば、美的鑑賞の対象となり得るものであって、思想又は感情を創作的に表現したものであれば、美術の著作物に含まれると解するのが自然であるから、同条2項は、美術工芸品が美術の著作物として保護されることを例示した規定であると解される。他方で、応用美術のうち、美術工芸品以外の量産品について、美的鑑賞の対象となり得るというだけで一律に美術の著作物として保護されることになると、実用的な物品の機能を実現するために必要な形状等の

構成についても著作権で保護されることになり、当該物品の形状等の利用を過度に制 約し、将来の創作活動を阻害することになって、妥当でない。もっとも、このような 物品の形状等であっても、視覚を通じて美感を起こさせるものについては、意匠とし て意匠法によって保護されることが否定されるものではない。

これらを踏まえると、応用美術のうち、美術工芸品以外のものであっても、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できるものについては、当該部分を含む作品全体が美術の著作物として、保護され得ると解するのが相当である。

(2)ア 本件原告滑り台のタコの頭部を模した部分のうち、スライダーが接続された開口部の上部を覆うように配置された天蓋部分については、滑り台としての実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して把握できるものであるといえるが、その形状は、頭頂部から後部に向かってやや傾いた略半球状であり、タコの頭部をも連想させるものではあるが、その形状自体は単純なものであり、タコの頭部の形状としても、ありふれたものであるから、美的特性である創作的表現を備えているものとは認められない。

本件原告滑り台のタコの頭部を模した部分のうち、上記天蓋部分を除いた部分については、滑り台としての実用目的を達成するために必要な機能に係る構成であるといえるから、これを分離して美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えているものと把握することはできない。

以上によれば、本件原告滑り台のうち、タコの頭部を模した部分は、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できるものとは認められない。

イ 本件原告滑り台を構成する各部分(タコの頭部を模した部分、タコの足を模した部分、空洞部分)において、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握することはできない。

そして、上記各部分の組合せからなる本件原告滑り台の全体の形状についても、美 的鑑賞の対象となり得るものと認めることはできないし、また、美的特性である創作 的表現を備えるものと認めることもできない。

したがって,本件原告滑り台が美術の著作物に該当するとの控訴人の主張は,採用 することができない。